

2 介護保険施設等指導結果の事項別是正改善指導状況

4. 指定訪問リハビリテーション事業

是正改善指導事項	是正改善指導事業所数	
	実地指導	書面指導
第1 基本方針		
第2 人員に関する基準		
第3 設備に関する基準		
第4 運営に関する基準	( )	( )
1 内容及び手続の説明及び同意		
2 提供拒否の禁止		
3 サービス提供困難時の対応		
4 受給資格等の確認		
5 要介護認定等の申請に係る援助		
6 心身の状況等の把握		
7 居宅介護支援事業者等との連携		
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助		
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供		
10 居宅サービス計画等の変更の援助		
11 身分を証する書類の携行		
12 サービスの提供の記録		
13 健康手帳への記載		
14 利用料等の受領		
15 保険給付の請求のための証明書の交付		
16 指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針		
17 指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針		
18 訪問リハビリテーション計画の作成		
19 利用者に関する市町村への通知		
20 管理者の責務		
21 運営規程		
22 勤務体制の確保等		
23 衛生管理等		
24 掲示		
25 秘密保持等		
26 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止		
27 苦情処理		
28 事故発生時の対応		
29 会計の区分		
30 記録の整備		
第5 変更の届出等		
第6 介護給付費の算定及び取扱い	( )	( )
1 基本的事項		
2 訪問リハビリテーション費の算定		
3 サービス種類相互の算定関係		

(注)「是正改善指導事業所数」欄の( )には 各事項の合計数ではなく 事業所の実数を記入オスこと

2 介護保険施設等指導結果の事項別是正改善指導状況

5. 指定居宅療養管理指導事業

是正改善指導事項	是正改善指導事業所数	
	実地指導	書面指導
第1 基本方針		
第2 人員に関する基準		
1 従業者の員数		
第3 設備に関する基準		
第4 運営に関する基準	( )	( )
1 内容及び手続の説明及び同意		
2 提供拒否の禁止		
3 サービス提供困難時の対応		
4 受給資格等の確認		
5 要介護認定等の申請に係る援助		
6 心身の状況等の把握		
7 居宅介護支援事業者等との連携		
8 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供		
9 身分を証する書類の携行		
10 サービスの提供の記録		
11 健康手帳への記載		
12 利用料等の受領		
13 保険給付の請求のための証明書の交付		
14 指定居宅療養管理指導の基本取扱方針		
15 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針		
(1) 医師又は薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針		
(2) 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針		
16 利用者に関する市町村への通知		
17 管理者の責務		
18 運営規程		
19 勤務体制の確保等		
20 衛生管理等		
21 掲示		
22 秘密保持等		
23 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止		
24 苦情処理		
25 事故発生時の対応		
26 会計の区分		
27 記録の整備		
第5 変更の届出等		
第6 介護給付費の算定及び取扱い	( )	( )
1 基本的事項		
2 医師又は歯科医師が行う場合の算定		
3 薬剤師が行う場合の算定		
4 管理栄養士が行う場合の算定		
5 歯科衛生士等が行う場合の算定		

(注)「是正改善指導事業所数」欄の( )には、各事項の合計数ではなく、事業所の実数を記入すること。

2 介護保険施設等指導結果の事項別是正改善指導状況

6. 指定通所介護事業

是正改善指導事項	是正改善指導事業所数	
	実地指導	書面指導
第1 基本方針		
第2 人員に関する基準	( )	( )
1 従業者の員数等	( )	( )
(1) 生活相談員		
(2) 看護職員		
(3) 介護職員		
(4) 機能訓練指導員		
(5) その他		
2 利用定員が10人以下である場合の従業者の員数等		
3 管理者		
第3 設備に関する基準	( )	( )
1 設備の基準	( )	( )
(1) 食堂及び機能訓練室		
(2) 相談室		
(3) 設備の専用		
第4 運営に関する基準	( )	( )
1 内容及び手続の説明及び同意		
2 提供拒否の禁止		
3 サービス提供困難時の対応		
4 受給資格等の確認		
5 要介護認定等の申請に係る援助		
6 心身の状況等の把握		
7 居宅介護支援事業者等との連携		
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助		
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供		
10 居宅サービス計画等の変更の援助		
11 サービスの提供の記録		
12 利用料等の受領		
13 保険給付請求のための証明書の交付		
14 指定通所介護の基本取扱方針		
15 指定通所介護の具体的取扱方針		
16 通所介護計画の作成		
17 利用者に関する市町村への通知		
18 緊急時等の対応		
19 管理者の責務		
20 運営規程		
21 勤務体制の確保等		
22 定員の遵守		
23 非常災害対策		
24 衛生管理等		
25 掲示		
26 秘密保持等		

27 広告		
28 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止		
29 苦情処理		
30 事故発生時の対応		
31 会計の区分		
32 記録の整備		
第5 変更の届出等		
第6 介護給付費の算定及び取扱い	( )	( )
1 基本的事項		
2 所要時間の取扱い		
3 短時間の場合の算定		
4 機能訓練指導員に係る加算		
5 食事提供加算		
6 送迎を行う場合の加算		
7 入浴介助加算		
8 サービス種類相互の算定関係		

(注)「是正改善指導事業所数」欄の( )には、各事項の合計数ではなく、事業所の実数を記入すること。

2 介護保険施設等指導結果の事項別是正改善指導状況

7. 指定通所リハビリテーション事業

是正改善指導事項	是正改善指導事業所数	
	実地指導	書面指導
第1 基本方針		
第2 人員に関する基準	( )	( )
1 事業所が病院又は診療所の場合	( )	( )
(1) 医師		
(2) 理学療法士若しくは作業療法士又は看護職員		
(3) 介護職員		
2 事業所が診療所(1の診療所を除く。)の場合	( )	( )
(1) 医師		
(2) 理学療法士、作業療法士、看護職員又は介護職員		
3 事業所が介護老人保健施設の場合	( )	( )
(1) 医師		
(2) 理学療法士又は作業療法士		
(3) 看護・介護職員		
(4) 支援相談員		
(5) 利用者数		
第3 設備に関する基準	( )	( )
1 事業所が病院又は診療所(第2の2の診療所を除く。)の場合		
2 事業所が第2の2の診療所の場合		
3 事業所が介護老人保健施設の場合		
第4 運営に関する基準	( )	( )
1 内容及び手続の説明及び同意		
2 提供拒否の禁止		
3 サービス提供困難時の対応		
4 受給資格等の確認		
5 要介護認定等の申請に係る援助		
6 心身の状況等の把握		
7 居宅介護支援事業者等との連携		
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助等		
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供		
10 居宅サービス計画等の変更の援助		
11 サービスの提供の記録		
12 利用料等の受領		
13 健康手帳への記載		
14 保険給付の請求のための証明書の交付		
15 指定通所リハビリテーションの基本取扱方針		
16 指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針		
17 通所リハビリテーション計画の作成		
18 利用者に関する市町村への通知		
19 緊急時等の対応		
20 管理者の責務		
21 運営規程		
22 勤務体制の確保等		

23 定員の遵守		
24 非常災害対策		
25 衛生管理等		
26 掲示		
27 秘密保持等		
28 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止		
29 苦情処理		
30 事故発生時の対応		
31 会計の区分		
32 記録の整備		
第5 変更の届出等		
第6 介護給付費の算定及び取扱い	( )	( )
1 基本的事項		
2 所要時間の取扱い		
3 短時間の場合の算定		
4 食事提供加算		
5 送迎を行う場合の加算		
6 入浴介助加算		
7 事業所が介護老人保健施設である場合の加算		
8 サービス種類相互の算定関係		

(注)「是正改善指導事業所数」欄の( )には、各事項の合計数ではなく、事業所の実数を記入すること。

2 介護保険施設等指導結果の事項別是正改善指導状況

8. 指定短期入所生活介護事業

是正改善指導事項	是正改善指導事業所数	
	実地指導	書面指導
第1 基本方針		
第2 人員に関する基準	( )	( )
1 従業者の員数	( )	( )
(1) 医師		
(2) 生活相談員		
(3) 介護職員又は看護職員		
(4) 栄養士		
(5) 機能訓練指導員		
(6) 調理員その他の従業者		
(7) 利用者の数		
2 特別養護老人ホームを利用する場合の従業者の員数		
3 特別養護老人ホーム等に併設される事業所の場合の従業者の員数		
4 生活相談員等		
5 機能訓練指導員		
6 管理者		
第3 設備に関する基準	( )	( )
1 利用定員等		
2 耐火建築物		
3 事業所の設備及び備品		
4 設備の基準	( )	( )
(1) 居室		
(2) 食堂及び機能訓練室		
(3) 浴室		
(4) 便所		
(5) 洗面所		
5 その他の構造設備の基準		
第4 運営に関する基準	( )	( )
1 内容及び手続の説明及び同意		
2 指定短期入所生活介護の開始及び終了		
3 提供拒否の禁止		
4 サービス提供困難時の対応		
5 受給資格等の確認		
6 要介護認定等の申請に係る援助		
7 心身の状況等の把握		
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助		
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供		
10 サービスの提供の記録		
11 利用料等の受領		
12 保険給付の請求のための証明書の交付		
13 指定短期入所生活介護の取扱方針		
14 短期入所生活介護計画の作成		
15 介護		

16 食事の提供		
17 機能訓練		
18 健康管理		
19 相談及び援助		
20 その他のサービスの提供		
21 緊急時等の対応		
22 利用者に関する市町村への通知		
23 管理者の責務		
24 運営規程		
25 勤務体制の確保等		
26 定員の遵守		
27 地域等の連携		
28 非常災害対策		
29 衛生管理等		
30 掲示		
31 秘密保持等		
32 広告		
33 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止		
34 苦情処理		
35 事故発生時の対応		
36 会計の区分		
37 記録の整備		
第5 変更の届出等		
第6 介護給付費の算定及び取扱	( )	( )
1 基本的事項		
2 短期入所生活介護費	( )	( )
(1) 単独型短期入所生活介護費		
(2) 併設型短期入所生活介護費		
3 機能訓練指導員加算		
4 送迎加算		

(注)「是正改善指導事業所数」欄の( )には、各事項の合計数ではなく、事業所の実数を記入すること。



2 介護保険施設等指導結果の事項別是正改善指導状況

9. 指定短期入所療養介護事業

是正改善指導事項	是正改善指導事業所数	
	実地指導	書面指導
第1 基本方針		
第2 人員に関する基準	( )	( )
1 介護老人保健施設の場合		
2 指定介護療養型医療施設の場合		
3 療養型病床群を有する病院又は診療所(2に該当するものを除く。)の場合		
4 老人性痴呆疾患療養病棟(令第4条に規定する病床により構成される病棟)を有する病院(2に該当するものを除く。)の場合		
5 介護力強化病院の場合(平成15年3月31日までの経過措置)		
第3 設備に関する基準	( )	( )
1 介護老人保健施設の場合		
2 指定介護療養型医療施設の場合		
3 療養型病床群を有する病院又は診療所(2に該当するものを除く。)の場合		
4 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院(2に該当するものを除く。)の場合		
5 介護力強化病院の場合(平成15年3月31日までの経過措置)		
第4 運営に関する基準	( )	( )
1 対象者		
2 内容及び手続の説明及び同意		
3 指定短期入所療養介護の開始及び終了		
4 提供拒否の禁止		
5 サービス提供困難時の対応		
6 受給資格等の確認		
7 要介護認定等の申請に係る援助		
8 心身の状況等の把握		
9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助		
10 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供		
11 サービスの提供の記録		
12 健康手帳への記載		
13 利用料等の受領		
14 保険給付の請求のための証明書の交付		
15 指定短期入所療養介護の取扱方針		
16 短期入所療養介護計画の作成		
17 診療の方針		
18 機能訓練		
19 看護及び医学的管理の下における介護		
20 食事の提供		
21 その他のサービスの提供		
22 利用者に関する市町村への通知		
23 管理者の責務		
24 運営規程		
25 勤務体制の確保等		
26 定員の遵守		
27 地域等との連携		

28 非常災害対策		
29 衛生管理等		
30 掲示		
31 秘密保持等		
32 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止		
33 苦情処理		
34 事故発生時の対応		
35 会計の区分		
36 記録の整備		
第5 変更の届出等		
第6 介護給付費の算定及び取扱	( )	( )
1 基本的事項		
2 介護老人保健施設における短期入所療養介護費	( )	( )
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費		
(2) 各種加算		
(3) その他		
(4) 緊急時施設療養費	( )	( )
ア 緊急時治療管理		
イ 特定治療		
3 療養型病床群を有する病院における短期入所療養介護費	( )	( )
(1) 病院療養型病床群短期入所療養介護費		
(2) 減算		
(3) 加算		
(4) 暫定措置		
(5) その他		
(6) 特定診療費		
4 診療型病床群を有する診療所における短期入所療養介護費	( )	( )
(1) 診療所療養型病床群短期入所療養介護費		
(2) 減算		
(3) 加算		
(4) 特定診療費		
5 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費	( )	( )
(1) 痴呆疾患型短期入所療養介護費		
(2) 加算		
(3) 特定診療費		
6 基準適合診療所における短期入所療養介護費	( )	( )
(1) 基準適合診療所における短期入所療養介護費		
(2) 加算		
7 介護力強化病院における短期入所療養介護費	( )	( )
(1) 介護力強化型短期入所療養介護費		
(2) 加算		
(3) 暫定措置		
(4) 特定診療費		

(注)「是正改善指導事業所数」欄の( )には、各事項の合計数ではなく、事業所の実数を記入すること。

2 介護保険施設等指導結果の事項別是正改善指導状況

10. 指定痴呆対応型共同生活介護事業

是正改善指導事項	是正改善指導事業所数	
	実地指導	書面指導
第1 基本方針		
第2 人員に関する基準	( )	( )
1 従業者の員数		
2 管理者		
第3 設備に関する基準		
第4 運営に関する基準	( )	( )
1 内容及び手続の説明及び同意		
2 提供拒否の禁止		
3 受給資格等の確認		
4 要介護認定等の申請に係る援助		
5 入退居		
6 入退居の記録		
7 利用料等の受領		
8 保険給付の請求のための証明書の交付		
9 指定痴呆対応型共同生活介護の取扱方針		
10 痴呆対応型共同生活介護計画の作成		
11 介護等		
12 利用者に関する市町村への通知		
13 緊急時等の対応		
14 管理者の責務		
15 社会生活上の便宜の提供等		
16 管理者による管理		
17 運営規程		
18 勤務体制の確保等		
19 掲示		
20 秘密保持等		
21 広告		
22 定員の遵守		
23 地域等との連携		
24 非常災害対策		
25 衛生管理等		
26 協力医療機関等		
27 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止		
28 調査への協力等		
29 苦情処理		
30 事故発生時の対応		
31 会計の区分		
32 記録の整備		
第5 変更の届出等		
第6 介護給付費の算定及び取扱い	( )	( )
1 基本的事項		
2 利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合の算定		
3 初期加算		

(注)「是正改善指導事業所数」欄の( )には、各事項の合計数ではなく、事業所の実数を記入すること。

2 介護保険施設等指導結果の事項別是正改善指導状況

11. 指定特定施設入所者生活介護事業

是正改善指導事項	是正改善指導事業所数	
	実地指導	書面指導
第1 基本方針		
第2 人員に関する基準	( )	( )
1 従業者の員数	( )	( )
(1) 生活相談員		
(2) 看護職員又は介護職員		
(3) 機能訓練指導員		
(4) 計画作成担当者		
2 利用者の数		
3 管理者		
第3 設備に関する基準	( )	( )
1 設備	( )	( )
(1) 介護居室		
(2) 一時介護室		
(3) 浴室		
(4) 便所		
(5) 食堂		
(6) 機能訓練室		
2 構造		
第4 運営に関する基準	( )	( )
1 内容及び手続の説明及び契約の締結等		
2 受給資格等の確認		
3 要介護認定等の申請に係る援助		
4 指定特定施設入所者生活介護の提供の開始等		
5 法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意		
6 サービス提供の記録		
7 利用料等の受領		
8 特定施設サービス計画の作成		
9 保険給付の請求のための証明書の交付		
10 指定特定施設入所者生活介護の提供の取扱方針		
11 介護		
12 機能訓練		
13 健康管理		
14 相談及び援助		
15 利用者の家族との連携等		
16 利用者に関する市町村への通知		
17 緊急時等の対応		
18 管理者の責務		
19 運営規程		
20 勤務体制の確保等		
21 地域等との連携		
22 非常災害対策		
23 衛生管理等		

24 掲示		
25 秘密保持等		
26 広告		
27 協力医療機関等		
28 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止		
29 苦情処理		
30 事故発生時の対応		
31 会計の区分		
32 記録の整備		
第5 変更の届出等		
第6 介護給付費の算定及び取扱い	( )	( )
1 基本的事項		
2 従業員の員数が基準を満たさない場合の算定		
3 理学療法士等の加算		

(注)「是正改善指導事業所数」欄の( )には、各事項の合計数ではなく、事業所の実数を記入すること。